

○修学資金等の返還債務の免除に関する条例【抜粋】

昭和四十年七月十五日条例第四十号

次の上欄に掲げる修学資金等の貸付けを受けた者が、当該中欄に定める条件に適合した場合は、知事は、当該下欄に定める範囲内においてその返還の債務を免除することができる。

修学資金等の種類		免除の条件		免除の範囲	
助産師修学資金	保健師助産師看護師法（以下この項において「法」という。）第二十条第一号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は同条第二号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事が指定した助産師養成所（以下この項において「助産師養成施設」と総称する。）に在学する者で、将来県内に所在する病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）又は助産所（同法第二条に規定する助産所をいう。）のうち規則で定める施設（以下この項において「分べん取扱医療機関等」と総称する。）において法第三条に規定する助産師として、その業務（以下この項において「助産師業務」という。）に従事しようとするものに対し、その者の修学上の便宜を図るため貸し付けた修学資金	一	助産師養成施設を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に助産師の免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに分べん取扱医療機関等において助産師業務（当該業務のほか、規則で定める業務を含む。以下この項において同じ。）に就業し、引き続いて五年以上その業務に従事したとき。	債務の全部	
		二	助産師養成施設を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に助産師の免許を取得し、かつ、分べん取扱医療機関等において助産師業務に就業し、修学資金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき。	イ 助産師業務に従事した期間が、修学資金の貸付けを受けた月数（この月数が十二月に満たない場合は、十二月とする。）の五倍に相当する期間以上である場合	債務の全部
		ロ		助産師業務に従事した期間が、前イに定める期間に満たない場合	債務の一部
		三	助産師養成施設に在学中死亡し、若しくは心身の故障のため退学し、又は助産師養成施設を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に助産師の免許を取得し、かつ、分べん取扱医療機関等において助産師業務に就業し、その後助産師業務に従事中（助産師養成施設を卒業後、助産師業務に就業するまでの間は、助産師業務に従事中とみなす。）死亡し、若しくは心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたとき。		債務の全部又は一部